

2014年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社アコーディア・ゴルフ
代表者名 代表取締役社長 鎌田 隆介
(コード番号:2131 東証1部)
問合せ先 常務執行役員 道田 基生
電話 (03)6688-1500(代表)

「ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達および自己株式の公開買付等に関するお知らせ」に関する FAQ の開示について

当社は、2014年3月28日付プレスリリース「ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達および自己株式の公開買付等に関するお知らせ」において、ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達および自己株式の公開買付を含む一連の施策(以下、「本施策」と総称します。)の実施について発表いたしました。同日以降、株主、投資家その他のステークホルダーの皆様から、本施策の意義などについてご質問や追加の情報開示のご要望をいただいておりますので、かかるご質問やご要望を踏まえ、追加の情報開示をさせていただきます。

具体的な質問等およびこれに対する回答(FAQ)につきましては、添付の「3月28日付弊社開示資料の補足資料2」をご覧ください。

なお、当社は、速やかに、当社の新たな中期経営計画を作成の上で、公表させていただく予定です。

以 上

【本件に関するお問合せ先】(平日 9:00~17:00)

株式会社アコーディア・ゴルフ
IR部 野瀬
電話 :03-6688-1500(音声ガイダンス)
E-mail:ir@accordiagolf.com

本プレスリリース(添付の補足資料を含みます。以下同じとします。)は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。本プレスリリースは、一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。特に、本プレスリリースは米国、カナダおよびオーストラリアその他いかなる領域におけるいかなる証券の募集または販売を構成するものでもありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、証券の発行者または売出人より入手することができます。当該目論見書には証券の発行者およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。また、本プレスリリースは、当社や他社に対する投資その他の取引の勧誘もしくは斡旋等またはこれらを阻害することを目的としたものではありません。本プレスリリースに記載されております戦略・計画・方針・予想等の将来に関する記述は、本日現在において当社が入手している情報に基づく一定の前提(仮定)および将来の予測等を基礎として当社が判断したものであり、これらには様々なリスクおよび不確実性が内在しております。そのため、実際の結果等は本プレスリリースに記載された内容から大きく乖離する可能性があることをご承知おきください。また、実際の結果等にかかわらず、当社が本プレスリリースの任意開示としての都度の改訂等を行うとは限らず、当社はそのような義務を負いません。

2014年4月14日



株式会社アコーディア・ゴルフ

証券コード:2131

2014年3月28日付弊社開示資料の補足資料2

「ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達
および自己株式の公開買付け等に関するお知らせ」補足資料

本資料に関する注意事項



- 本資料は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。本資料は、一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。特に、本資料は米国、カナダおよびオーストラリアにおけるいかなる証券の募集または販売を構成するものでもありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、証券の発行者または売出人より入手することができます。当該目論見書には証券の発行者およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
- 本資料は、株式会社アコーディア・ゴルフおよび当企業グループに関する情報提供を目的としたものであり、当社や他社に対する投資その他の取引の勧誘もしくは斡旋等またはこれらを阻害することを目的としたものではありません。
- 本資料に記載されております戦略・計画・方針・予想等の将来に関する記述は、本資料の作成時点において当社が入手している情報に基づく一定の前提(仮定)および将来の予測等を基礎として当社が判断したものであり、これらには様々なリスクおよび不確実性が内在しております。そのため、実際の結果等は本資料に記載された内容から大きく乖離する可能性があることをご承知おきください。また、実際の結果等にかかわらず、当社は、本資料の日付以降において、本資料に記載された内容を随時更新する義務を負うものではなく、かかる方針も有していません。
- 本資料は、当社の2014年3月28日付プレスリリース「ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達および自己株式の公開買付け等に関するお知らせ」(「本プレスリリース」)の補足説明のため参考として作成されたものであり、当社による正確かつ詳細な開示内容は、本プレスリリースをご参照ください。本プレスリリースの記載と本資料の記載に齟齬または相違等が存する場合、本プレスリリースの記載が優先します。
- 本資料に記載された内容については合理的な注意を払うよう努めておりますが、掲載された情報の内容の正確性、適切性、網羅性等について、当社は何ら保証するものではありません。
- 本資料に記載されている当社および当企業グループ以外の企業・団体等に係る情報は、公開情報等を用いて作成ないし記載したものであり、かかる情報の正確性、適切性、網羅性等について当社は独自の検証も行っておらず、また、これを何ら保証するものではありません。
- 本資料の掲載数値は、一部を除き連結数値であり、また単位未満は切り捨て算出しているため、各欄の合計値と合致しない場合があります。
- ビジネス・トラスト又はその関係者により発行される証券に関する投資判断は、シンガポール財務局に登録される目論見書又は当該証券に関する最終のオフリング・メモランダムに記載される情報のみに基づいて、適切な専門家の助言を求めた後になされる必要があり、当該目論見書又はオフリング・メモランダムに含まれない情報には依拠してはなりません。

本資料に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

株式会社アコーディア・ゴルフ IR部
〒107-0062 東京都港区南青山3-3-3 リビエラ南青山ビルA館
TEL: 03-6688-1500 (音声ガイダンス)
mail: ir@accordiagolf.com
IRサイト: www.accordiagolf.co.jp

本施策公表後に頂きました主なご質問



ご質問	説明頁
● 本施策の基本方針をわかりやすく教えてほしい	P3
● ROEの向上についての考え方を教えてほしい	P4
● 本施策に伴う資本効率の向上とは？	P5
● 循環型ビジネス・モデルによる成長とは何か？	P6
● プレス・リリースに記載のあった株式価値の算定において、依拠された事業計画はどのようなものか？	P7
● 新しい株主還元の考え方を解説してほしい	P8,9
● なぜ、当社はビジネス・トラストを選択したのか？	P10
● ビジネス・トラストとは何か？	P11
● ビジネス・トラストに譲渡したゴルフ場と当社の関係はどうなるのか？	P12
● 自分が保有している会員権はどうなるのか？	P13
● プレー等に影響は出るのか？	P13
● 株主優待制度の内容に変化はあるのか？	P13

ROEの向上

資本効率の向上

「収益の最大化」から「資本効率の向上」を目指す経営に転換

循環型ビジネス・
モデルによる成長

継続的なゴルフ場買収を可能にし、
運営コース数を増加させていく

総株主還元余力^(注)の向上

注: 総株主還元余力 = 配当方針に基づく配当可能総額 + 循環型ビジネスによる自己株式取得可能総額

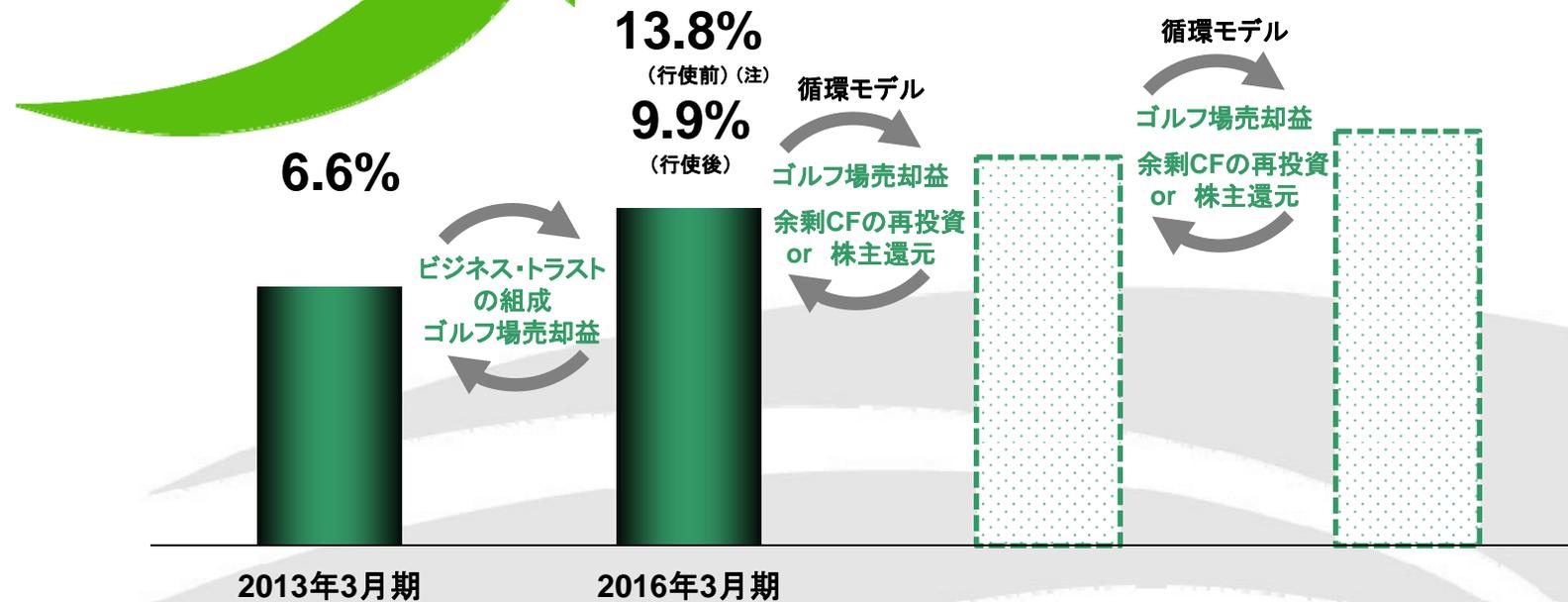
ROE向上のイメージ

資本効率の向上

- ビジネス・トラストへゴルフ場移管
- 自己株TOB実施

循環型ビジネス・モデルによる成長

- 循環型ビジネス・モデルの確立
 - 運営受託収入の純増
 - ゴルフ場バリューアップ
- ⇒ 総株主還元余力の拡大



注：行使前／行使後は、2014年3月28日付プレスリリース記載の株式価値算定（「本株式算定」）にて依拠された事業計画における、新株予約権行使前／新株予約権全額行使後ベース。
 なお、本資料において、新株予約権について特に言及する場合は、大和PIパートナーズが2014年8月上旬を目途に保有する予定の新株予約権を指す（以下同様）

資本効率の向上



2013年3月期

アコーディア・ゴルフ連結

		(億円)	
流動資産	207	負債	1,719
		流動負債	503
固定資産	2,444	短期借入金	75
有形固定資産	2,137	その他短期借入・社債	212
ゴルフ場	1,102	固定負債	1,216
土地	534	社債	150
無形固定資産	275	その他長期借入金	587
のれん	229	入会保証金	264
投資その他の資産	32	純資産の部	931
資産合計	2,650	負債・純資産合計	2,650

ゴルフ場 (133コース) (注1)

ROE (2013年3月期ベース)
6.6%

2015年3月期 (注2)

新アコーディア・ゴルフ連結(みなし数値)

		(億円)	
流動資産	93	負債	1,095
固定資産	1,443	流動負債	198
有形固定資産	1,057	固定負債	897
ゴルフ場	473	新株予約権付きローン	200
土地	339	その他長期借入金	455
無形固定資産	107	入会保証金	132
のれん	99	純資産の部	442
投資その他の資産	278	負債・純資産合計	1,536
資産合計	1,536		

ゴルフ場 (43コース)

ROE (2016年3月期ベース)
13.8% (新株予約権行使前)
9.9% (新株予約権行使後) (注3)

本施策実施

自己株TOB
450億円実施

売却益の
発生見込み

90コースの移管

ビジネス・トラスト

ゴルフ場
(90コース) (注4)

注1 : コース数は当社の2014年3月末時点のもの

注2 : 2015年3月期数値については、本株式算定を実施した時点における事業計画上のみなし数値(第7頁参照)

注3 : 新株予約権 行使後ROEについては、新株予約権を全額行使した前提

注4 : 当社保有ゴルフ場合計133コースのうち合計90コースを保有する子会社株式を匿名組合出資としてSPCに譲渡し、ビジネス・トラストへ当該匿名組合出資持分を譲渡することにより、ビジネス・トラストより譲渡対価を受領し、併せて、SPCに移管される当社ゴルフ場保有子会社に対する既存貸付金等の返済を受ける

循環型ビジネス・モデルによる成長



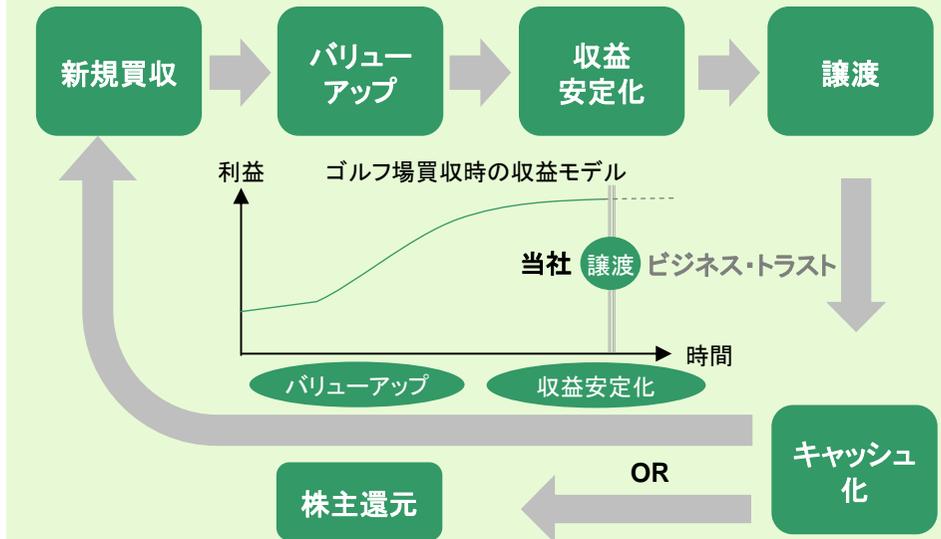
新アコーディアのビジネスモデル

アコーディア・ゴルフ

運営力＝循環型ビジネスモデルの原動力

- 運営力によるバリューアップ価値を再投資
- 循環を通じて運営受託コース数が拡大成長

【バリューアップ事業】



【運営受託事業】

運営受託事業の成長

ビジネス・トラスト

＝循環モデルのプラットフォーム

- 柔軟性の高い資金調達により安定稼働資産を取得

エクイティ/デットによる資金調達

収益安定後のゴルフ場を取得
(ゴルフ場運営を当社が継続して受託)

キャッシュ・フローを配当

株式価値算定に採用された事業計画



- 本施策の全てが実施されたことを前提とした場合の当社株式の1株当たりの価値算定にあたり採用された事業計画

(単位:億円)	みなし数値		シミュレーション数値(注1)			
	2013年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
営業収益	909	497	538	551	560	569
営業利益	133	66	85	89	92	94
営業利益率	14.6%	13.4%	15.9%	16.2%	16.5%	16.7%
当期純利益	60	75	69	65	66	69
新株予約権 行使前EPS(円) ^(注2)	58.7	107.0	98.3	93.6	94.8	98.1
新株予約権 行使後EPS(円)	-	89.0	81.9	77.9	78.9	81.6
EBITDA	213	108	130	137	142	147
EBITDAマージン	23.5%	21.8%	24.2%	24.9%	25.4%	26.0%
みなしEBITDA ^(注3)	NA	188	184	183	190	198
みなしEBITDAマージン	NA	38.0%	34.3%	33.4%	34.0%	34.8%

注1: 2015年3月期から2019年3月期については、本株式価値算定に採用された事業計画において試算された数値。うち、2015年3月期については、当該期期初からビジネス・トラストを
実行したと仮定した場合のみなし数値

注2: 新株予約権 行使後EPSについては、新株予約権を全額行使した前提。また、EPS算定に当たっては、発行済株式総数を、2013年3月期/10,539万株(2013年10月1日付の株式
分割調整値)、2015年3月期から2019年3月期については、新株予約権行使前/7,050万株、新株予約権行使後/8,468万株として算出

注3: 「みなしEBITDA」= EBITDA + 循環型ビジネスから得られる利益

新しい株主還元方針の考え方

- 株主還元はゴルフ運営事業からの収益に加え、ゴルフ場譲渡に伴う特別損益や余剰キャッシュ・フローの一部もあわせて充当予定
- 今後は、配当による還元到自己株式取得分を加えた総株主還元性向を重視

本施策の一環として実施される自己株式公開買付け(450億円以上)

運営事業による株主還元

- 「みなし連結当期純利益^(注)」の45%
- 安定的な株主還元として配当を想定



循環型ビジネスによる株主還元

- ゴルフ場譲渡に伴う特別損益 + 余剰キャッシュ・フローの一部
- 自己株式取得等を想定

配当性向から総株主還元を意識した経営への移行

株主還元余力のシミュレーション



第7頁で言及の事業計画において、業績の平準化が見込まれる2016年3月期以降で、当該計画に織り込んでいない自己株式取得も視野に株主還元余力を試算

● 運営事業による株主還元余力

(単位: 億円)	シミュレーション数値			
	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
みなし当期純利益	58	54	55	58
当期純利益	69	65	66	69
配当総額 (a)	26	24	25	26

株主還元 その1

- 「みなし連結当期純利益」の45%が配当性向の目途

<算式>

- みなし連結当期純利益
= 当期純利益 - 特別損益 + 当該特別損益に関わる法人税等
- 配当額の目途
= みなし当期純利益 × 45%

● 循環型ビジネスによる株主還元余力

ゴルフ場売却益を原資とした総株主還元余力 ^(注1)		2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
税引後ゴルフ場売却益 (b)		11	11	11	11
総株主還元余力 (a) + (b)		37	35	36	37
総株主還元余力 (1株当たり、円) ^(注2)	行使前	52.8	51.3	52.4	54.6
	行使後	44.0	42.6	43.5	45.2

株主還元 その2

- ゴルフ場移管/譲渡に伴う特別損益に加え、余剰キャッシュ・フローの一部を充当

<具体的な考え方>

- ① ゴルフ場売却益:
計上時には、当該ゴルフ場に関わる借入金返済、並びに、追加ゴルフ場取得をにらみながら、積極的に、自己株式の取得等を含め、株主還元を目指す
- ② 追加的株主還元額上限目途:
毎期の余剰キャッシュ(概ね、必要手元現預金40億円を上回る余剰現預金分)

計画上の現預金残高(上記税引後ゴルフ場売却益を株主還元へ充当した場合)

計画上の現預金残高 ^(注3)	79	105	126	131
---------------------------	----	-----	-----	-----

各期に増加した現預金も追加的株主還元余力を創出

注1: 総株主還元余力=配当方針に基づく配当可能総額+循環型ビジネスによる自己株式取得可能総額。なお、行使前、行使後とは、それぞれ、新株予約権行使前、新株予約権全額行使後ベース
 注2: 1株当たり総株主還元余力=総株主還元余力÷前期末発行済株式数。発行済株式数は、前期の税引前ゴルフ場売却益を原資に1株1,400円で自己株式を取得する仮定して算出(例: 2017年3月期(行使前ベース): 2016年3月期初の見込み発行済株式数(7,050万株) - 2016年3月期税引後ゴルフ場売却益を原資とした自己株式取得株式数(11億円÷1,400円=78万株) = 6,971万株)
 注3: 計画上の現預金残高には、ゴルフ場売却益を原資とした自己株式取得(約11億円)を考慮

アセットライト手法の3つの選定条件

循環型ビジネスモデルを遂行するために、買収⇒譲渡の持続的サイクルが期待可能

引き続き、当社が継続的に運営受託できること

「ゴルフ場」の資産特性を許容する法制度

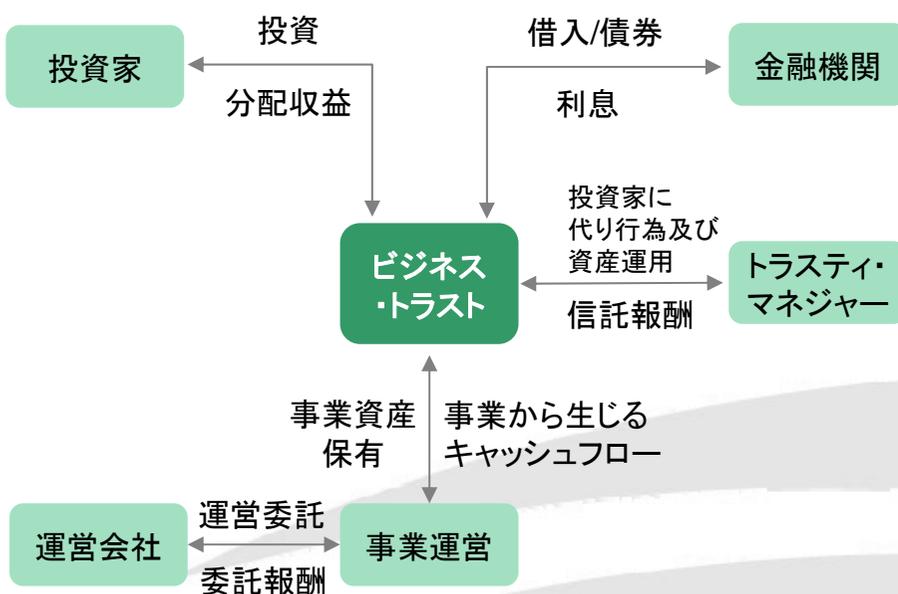


シンガポールのビジネス・トラストが最適と判断

ビジネス・トラストとは

- ビジネス・トラストとは、投資家から集めた資金を特定の事業・資産への投資・運用に充て、その収益により投資家への分配を行うことを目的にシンガポールにて導入された制度（投資信託に類似）
- ビジネス・トラストを活用し、上場し、資金調達を行う

一般的なビジネス・トラストの仕組み

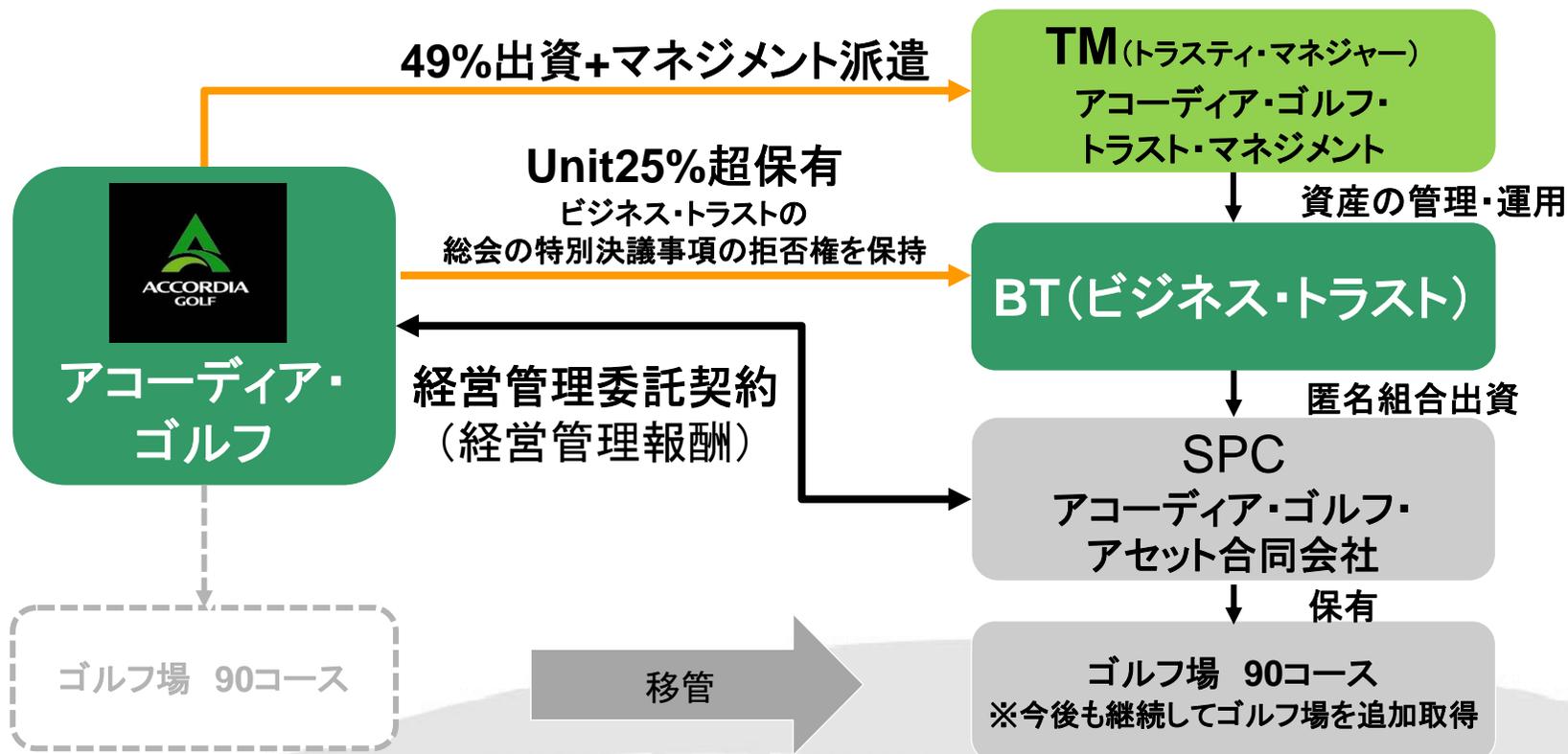


ビジネス・トラスト名	属性
	アセットタイプ
CITYSPRING INFRASTRUCTURE TR	インフラ (ガス、電気)
K-GREEN TRUST	インフラ (水道)
HUTCHISON PORT HOLDINGS TR-U	オペレーション (港湾)
RICKMERS MARITIME	オペレーション (船舶)
RELIGARE HEALTH TRUST	オペレーション (医療施設)
ASIAN PAY TELEVISION TRUST	オペレーション (ケーブルTV)

譲渡したゴルフ場と当社の関係



- 対象ゴルフ場について、当社が経営・運営を継続
- 大和証券グループと共同で設立したTMを通じて、ゴルフ場の資産運用に関与



- 当社はTMに対して49%の出資およびマネジメント派遣を行い、ビジネス・トラストの運営に関する重要な意思決定に関与
- 上場されるビジネス・トラストのUnit(投資単位)の25%超を当社が有する予定であり、当社は、ビジネス・トラストの総会の特別決議事項(TMの解任等)の拒否権を保持

会員権、プレー等、株主優待はどうか？



会員権について

会員契約については、SPC(アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社)に承継されるため、会員の権利義務に変更なく、会員はこれまで通りプレーすることが可能です。

プレー等について

対象ゴルフ場の運営は、引き続き当社が受託して行う予定であり、一層のサービス向上に努める予定です。ブランド・ポイントカード・公式予約ホームページ(AG-WEB)等についても特段の変更の予定はありません。

株主優待について

株主優待については、対象ゴルフ場も含めてこれまで通り適用される予定です。

1. 一連のトランザクション関連

No	Q	A
1-1	ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達及び自己株式公開買付けの意義について	<p>ビジネス・トラストによるアセットライトの実行は、資本の効率化や循環型ビジネス導入を通じて、当社株式価値の最大化に資するものと考えています。このビジネス・トラストによるアセットライトを成功させるための一連の取引として、新株予約権付ローンによる資金調達と自己株式公開買付けを実施いたします。</p> <p>具体的には、大和証券グループという、ビジネス・トラストによるアセットライトに協力して取り組むパートナーを獲得したうえで、ビジネス・トラストへ資産（ゴルフ場資産等を保有するSPCに対する匿名組合出資持分）を譲渡することでアセットライトを実行します。加えて、ビジネス・トラストからのアセットライトにより受領する金額（当社がビジネス・トラストから受領する資金およびSPCに移管される子会社から返済を受ける既存貸付金等）の一部を原資として、自己株式の公開買付けによる株主還元を行うことで、当社1株当たりの株式価値向上が達成できるものと考えております。</p>
1-2	株主価値向上に繋がるのか	<p>ゴルフ場資産をアセットライト化し、資本効率の改善に繋げることができるとともに、ゴルフ場等に対する投資環境が回復している状況を踏まえ積極的なゴルフ場等の買収による外部成長も可能となり、一層の株主価値向上に繋がると考えております。</p>

2. 新株予約権付ローン関連

No	Q	A
2-1	新株予約権付ローンとしている理由はなにか	<p>本施策を行うために資金調達が必要であり、また、金融機関などの要請を踏まえて、ビジネス・トラストによるアセットライトに係る施策を実施するための継続的なパートナーへのエクイティ商品の発行が合理的であると判断しました。</p>
2-2	新株予約権の当初行使価額について	<p>1,410円としております。</p>

2. 新株予約権付ローン関連

No	Q	A
2-3	大和PIパートナーズ(DPIP)の選定理由について	<p>以下の理由により、DPIPからの資金調達が合理的と判断しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本施策を実施する上でのパートナーである大和証券グループに属する投資会社である ②当社の財務政策、信用力、ビジネスモデルおよび事業環境等の特性を熟知して頂いており、当社ニーズに合った資金供与を安定的に行うことができると期待される ③既存取引関係がある
2-4	希薄化に関する既存株主の保護について	<p>本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は、14,184,300株であり、現在の当社の発行済株式総数105,398,700株を分母とする希薄化率は約13.46%(議決権の総数に対する割合は約13.82%)に相当します。</p> <p>当社は、本新株予約権付ローンによる資金調達が本施策を実現するために必要であり、SMBC日興証券から取得した株式価値算定書を踏まえても、本新株予約権付ローンによる資金調達の実施および本新株予約権の行使による希薄化も含めたビジネス・トラストによるアセットライトの実施が、当社の株主の皆様のご最善の利益に資すると判断されることから、希薄化の規模は合理的な水準にあると判断いたしました。</p>
2-5	DPIPによる新株予約権行使がなされた際に、その株式はどうなるのか	<p>当社は、DPIPの今後の投資行動について申し上げる立場にありません。もっとも、DPIPとの間の投資契約において、本新株予約権の行使可能期間の最後の6ヶ月間を除く期間は、当社の取締役会の承認がなければ、DPIPは本新株予約権を行使することができないものとされています。</p> <p>当社は、DPIPが権利行使した際の株式の取扱いについては、ビジネス・トラストによるアセットライトを実施するための継続的なパートナーであるという両社の関係に鑑み、当社としてはDPIPによる株式の保有継続あるいは処分について誠実に協議をしていきたいと考えております。</p>

2. 新株予約権付ローン関連

No	Q	A
2-6	第7頁において、DPIPによる新株予約権行使がなされた場合、行使前と比較してEPSが低下するのではないかと。また、第9頁において言及されている総株主還元余力も低下するのではないかと。	<p>確かに、$EPS = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式総数}$で計算されるため、DPIPにより新株予約権が行使された場合、計算上はEPSが行使前の数値を下回ります。</p> <p>しかしながら、本新株予約権行使が実行されることは、当社の負債の減少および株主資本の増加を意味し、すなわち、当社の財務安定性を増すことが可能となると当社では考えております。</p> <p>かかる財務余力の改善を背景に、当社は循環型ビジネスに基づく外部成長を更に取り込む所存であり、ひいては総株主還元余力の創出が可能となると考えております。</p>

3. 自己株TOB関連

No	Q	A
3-1	自己株式公開買付けの概要が変化するメカニズムはどういうものか	自己株式公開買付けの買付条件は、買付価格1,400円、買付規模は450億円以上(下限なし)とすることを予定しております。また、アセットライトにより受領する金額が1,117億円より高くなった場合、買付規模を増加する可能性があります。
3-2	どのようにすれば自己株式公開買付けに応募できるのか	別途の当社取締役会による決議により最終決定がなされた後に、応募の要領をご案内する予定です。

4. トランザクション実施後の当社関連

No	Q	A
4-1	事業内容への影響について	<p>これまでは、ゴルフ場の保有運営収益主体でしたが、今後は、SPC等からの運営受託収益、ビジネス・トラストからの分配収益、新規ゴルフ場の取得およびその後の運用（バリューアップ）、SPC等へのゴルフ場売却益からも収益を獲得する事業構造になります。</p> <p>また、譲渡対象には、ゴルフ場のレストランも含まれるため、レストラン事業が大きく縮小します。現時点では、練習場事業、リテール事業（ゴルフ用品販売事業）は従来と変わりません。</p>
4-2	今後の成長戦略について	<p>当社が他のゴルフ場を買収し、バリューアップした後にこれをSPCに移管することにより循環型ビジネスを展開し、ゴルフ場運営受託に注力するという成長戦略を描いております。</p> <p>すなわち、当社において新規に取得したゴルフ場につき、当社のゴルフ場運営ノウハウによるバリューアップを経て収益力を向上させた上で、これを主にSPCに移管し、さらに当社において積極的なゴルフ場の新規取得を行うという循環型ビジネスの展開を想定しています。</p> <p>本ビジネスの展開により、当社においては、SPC等に対するゴルフ場の売却益の享受および売却したゴルフ場の運営受託による収益拡大による成長を実現します。</p>
4-3	昨年発表した中期経営計画について	<p>更なるアセットライト、循環型ビジネス、積極的な株主還元を骨子とした当社の新たな中期経営計画を追って発表する予定です。</p>